

金峰山少年自然の家整備運営審議会運営要綱

制定 令和3年6月29日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、金峰山少年自然の家整備運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定事業の選定に関する事。
- (2) 実施方針、要求水準書の策定に関する事。
- (3) 事業者決定基準（審査基準）に関する事。
- (4) 民間事業者の募集要項に関する事。
- (5) 民間事業者からの提案書等の審査及び優秀提案者の選定に関する事。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、審議会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公認会計士又は税理士
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の施行の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任された委員をもって充てる。
- 3 委員長は審議会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。ただし、その者は採決に参加することはできない。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33条号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審議を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、事業に関する提案等に参加してはならない。
- 3 委員は、審議の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、市が公表した情報及び審議会が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第9条 審議会の事務局は、教育委員会事務局教育総務部青少年教育課において行う。

- 2 市が、当該審議会の運営支援を目的として契約締結したアドバイザー業務受託者は、事務局扱いとして審議会に出席できるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に招集される審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。